

東風

東区から玄海原発の廃炉を考える会通信 40号

福岡市東区千早 5-17-18 TKビル2号館1階

ふくおか市民政治ネットワーク・福岡東事務所内

TEL 092-662-5077 FAX 092-662-5097 (2021年8月12日発行)

悪法 土地規制法が成立

基地や原発周辺対象

6月16日、自衛隊基地や原子力発電所の周辺、国境・離島などの土地の利用を規制する新法（土地規制法）がコロナ非常事態、オリンピック騒動の中で、十分な審議もないまま、国会幕切れで強行採決された。同法は、重要施設の周囲1kmや国境・離島を「注視区域」に指定し、土地建物の所有者、氏名、住所、利用実態等政府が調べることができる。軍事施設や離島の「機能を阻害する行為」について政府の中止命令に従わない場合は刑事罰を科す。このため、米軍基地が集中する沖縄などから私権制限の懸念が続出し、北谷町議会では、法律の廃止を求める意見書を可決。全国の自治体でも検討が始まった。

辺野古の基地移設反対のいかりだけでなく、佐世保の基地監視団体「リムピース」や、大分日出生台演習場監視団体「ローカルネット日出生台」の住民からも憤りと危険を危ぶむ声が寄せられている。基地監視が罪に問われかねない時代になった。

玄海町で農業を営む男性は「国の管理を嫌って原発周辺の土地を手放す人も出てくるのでは。そこを九電が買い取り、廃炉作業の廃材置き場にされたんではたまらない。」と新聞に述べている。今後原発周辺の土地の国（九電）による強制収用が多発する。

新法は政権の交代がなければ廃止できない。ますます総選挙の国民の一票が問われている。

九電玄海原発の基準地震動 規制委見直し求める!!

3月12日、地震の揺れを争点とした設置許可の取り消しを求めた判決は、破局的噴火はなく、地震の揺れは小さいとした国の評価を受け、請求は棄却された。しかし7月、規制委員会は九州電力玄海原発に対して原発の耐震設計の前提となる基準地震動の見直しを求めることに決めた。九電は株主総会でも変える必要なしと居直っていた。規制委は「理解しがたい」と厳しく批判し、九電は玄海、川内とも基準地振動を見直す申請を提出し、審査を受ける。耐震補強が必要になれば2024年までに工事を求められる。しかし、その間の運転は認められている。私たちは福岡高裁に控訴している。国は原発は「核の平和利用だ」と住民を欺いてきた。加えて国に追従してきた九電、立地自治体の責任は重大である。その結果人々のいのちと暮らしを奪い、その犠牲は取返しのつかないものであることを福島で学んだはずだ。しかし、九電も佐賀県も玄海町も「国の許可を得た」を大義名分に再稼動してきた。

1986年原発事故を起こしたチェルノブイリ原発は、40万人が避難を強いられ、周囲30キロ圏などは今も立ち入りが制限されている。爆発した4号炉の炉心直下からここ数年中中性子が多く検出されるようになり、緊張が高まっている。核燃料は今もくすぶり続け、解体まで100年以上かかる。福島原発は工程さえ見通せず、汚染水は海洋放出が決定。(T)

《6/25 九電株主総会報告》 マニュアル回答、ご飯論法、山羊さん答弁

担当役員の職員化—大丈夫か九電のガバナンス

10 時開会、議長は今年も瓜生会長。初めにナレーションによる事業報告書の読み上げ。次に池辺社長より対応する課題として「カーボンニュートラルビジョン 2050」と「経営ビジョン 2030」の解説が行われ、来期の配当は 40 円とするとの表明があった。次に、当期の配当を 35 円とする事の提案、監査報告、役員改選の提案が一括して行われた。次に、株主提案の補足説明が、1 議案 2 分の時間制限が付けられて行われ、質疑に入った。

事前に書面で提出されていた質問に対しては昨年通り、総会に馴染まないもの、技術的で専門的なもの、業務執行に関する些細なものには回答しないとの通告がなされ、一括して回答が行われた。その後、回答に対する補充質問、その他の質問と回答が行われたが、これに対しても一人一問、2 分間の発言時間制限が通告された。株主の会より、「議長が勝手に株主の発言時間を制限するのはおかしい。」制限を取り消せと云う動議が出されたが、反対多数で否決された。

「カーボンニュートラル ビジョン 2050」の問題点

脱炭素化を掲げながら実行方針は、原子力の最大限の活用—将来的には軽水炉より経済性・安全性が高い小型原子炉の導入を目指す。火力発電は、旧式な物を効率の良い新式の物に入れ替えて行くと云うもの。脱炭素では無く減炭素になっている。

「経営実態、決算上は黒字だが実質は赤字」

損益計算書では、九電単体で 1 0 7 億円の黒字。子会社・関連会社を含めた連結決算では 3 4 0 億円の黒字になっているが、カラクリが有る。減価償却の計算法を定率法から定額法へ変えて 5 2 0 億円の益出しを行っている。監査法人が問題ないと容認しているので、粉飾には当たらないのだろうが、利益操作で赤字を黒字に変えている。

「山羊さん答弁の一例」

(Q) 原発は海水温より 7 度高い温排水を每秒 7 0 トン海に放出し暖められた海水からは CO₂ が大量に発生する。原発は、直接地球を暖めると同時に大量の温暖化ガスを発生させている。(A) 原子力は国が重要なベースロード電源と位置付けており、優れた安定供給性と経済性を有し運転時にはカーボンニュートラルであり脱炭素化の選択肢とされている。それに従って当社も原子力を最大限活用してゆく。

「ご飯論法の一例」

(Q) 2 年前の株主総会で池辺社長は 4 0 円の配当を約束したが、実現してない。来年度 4 0 円が実現しなかったら、如何責任を取るのか? 決算発表の遅れが他の電力会社に比べて株安の原因になっているのではないか?

(A) 予定と結果が違う事は有りうるが、来年度は大丈夫だと思っているとの回答だけ。社長としての責任の取り方、株安についてはノーアンサー。

「終わりに」

出席株主による採決の結果、株主提案は賛成 20、反対 60 ぐらいであった。更に、出席している 2 名の大株主が反対しているので、人数確認は必要ないとのオマケも付いた。(T.T)

《裁判闘争報告》

◎6/24(木)福島原発事故 被害者救済九州訴訟 第1回控訴審(福岡高裁 101号法廷)

福島県や首都圏から自主避難した14世帯41人が一人あたり330万円の損害賠償を求めた控訴審。2020年6月4日の福岡地裁の判決は、国の責任を否定し、救済の範囲については「自主避難等対象区域からの避難の相当性は認めるが、区域外(福島県外)からの避難の相当性は認めない。」という極めて差別的判決内容だった。

控訴審の裁判長は森富義明、裁判官は伊賀和幸、川口淳哉。

原告側から原告1名と代理人5名が意見陳述。被告側国と東電は控訴棄却を求めた。原告の意見陳述は原告団長の金本さんの長男金本暁さんが行った。当時中学生だった彼は原発事故という不条理な理由で故郷や友達を突然失ったことで、避難先の久留米での学校になじめなかったことなどを赤裸々に陳述し、責任の所在を明確にすることを訴えた。代理人弁護士5名は福島原発事故の被害の実態に迫ることが必要と意見陳述を行った。

◎7/16(金)川内原発行政訴訟 第5回控訴審

原告側から代理人3名が意見陳述を行った。中野弁護士は気中降下火砕物の濃度計算の具体的な不合理性を、海渡弁護士は新規制基準や原子力事業者、原子力行政が、福島第一原発事故の教訓を適切に踏まえておらず、事故後も相変わらず欺瞞的な言論に終始していることを、北村弁護士は自然災害に係る個人の思い込み及び福島第一原発事故が思い込みによる認識の危険性を示す教訓であることから、原発事故の安全対策においては万が一に備えた保守的な評価や緊急時に個人の判断をできるだけ介在させない「状況と行動のパッケージ化」が重要であることを陳述した。

報告集会では、今後の進行について、次回進行協議、次々回も進行協議だがこの回で証人調べを決めるだろう、次々回は、証拠調べになる予定との報告が弁護団よりあった。海渡弁護士より、「高裁が新しい証拠を採用する時は勝てる最低条件が整ってきていると思う。」との希望のある発言があった。また、中野弁護士より、「火山問題を争点に闘ってきたから、今まで火山ガイドは2回変わった。規制委は間違っているだろうと問う闘い。大変意味のある闘いである。盛り上げていきましょう。」と闘いの核心を突く発言がなされた。

＜今後の原発裁判の日程＞ ※裁判に傍聴を！数は力です！傍聴席を埋めつくそう！

◎10/9(火) 14:00～ 川内原発行政訴訟 控訴審(進行協議)

進行協議のみだが、闘いを継続させるために、福岡弁護士会館で、報告集会とビデオ上映

※11/2(火) 東電福島原発事故刑事裁判 第1回控訴審(東京高裁)

2019年9/10の不当判決に対して9/30控訴し、2年以上経てようやく控訴審が始まります。

◎11/10(火) 14:30～ 玄海原発全基差止・行政訴訟 第1回控訴審

3/12佐賀地裁の不当判決に対して控訴していた公判がいよいよ始まります。

◎11/16(火) 14:30～ 福島原発事故 被害者救済九州訴訟第2回公判(福岡高裁 101号法廷)

原告側意見陳述、被告東電「今いかに福島が安全か」プレゼン予定 (M)

福岡市議会報告 6月議会最終日の討論にて 森 あやこ

「福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する議案」、これは「天神ビッグバン」と称する天神再開発事業における現イムズビルおよびツインビルの建て替えに関する規制を定める議案に関し、全体の天神再開発において、緑化やエネルギー調達等に関する数値として、明確に具体的目標など設定されるべき、そして、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(zeb)の導入を支援できるような施策を持つことも必要ですが、そのような具体的な目標などが足りないとして反対をしました。

まちの緑化の重要性について、本市にある「福岡市緑の基本計画」(1999年策定)は、2003年に(社)日本公園緑地協会が実施した全国の緑の基本計画の評価において、最も優れた計画とされ、「福岡市新・緑の基本計画」(2009年策定)には、市民と共働した緑のまちづくりを進めることを目的として「緑の中に都市がある姿をめざさなければなりません。」という強い理念を掲げています。

また、昭和49年に制定した「福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例」は、昭和58年に「第3回緑の都市賞」において内閣総理大臣賞を受賞していて、このような条例や計画は、福岡市民の大事な宝です。市民・住民の財産である緑を大切にしていける経緯があるのですが、保全すべき永続的な緑の減少する速度が早く、市全域の緑の総量は減少しています。より一層、緑の保全を重視して施策等に反映させることを求めました。

エネルギー問題として、脱炭素社会のために、現状に少し手を入れればよいといった小手先のものでは間に合わない。直線的排出削減に輪をかけた急速な削減の道に直ちに踏み出し立ち向かわざるを得ない人類生存の問題です。

地球温暖化対策として、世界が1.5℃の目標をめざすとしたら、炭素予算はわずか4年の2025年とも言われています。私たち世代が、今、総力上げて取り組み、次世代へより良い社会を引き継がなければなりません。地区計画を作る時点で明確に具体的目標など設定し、一つ一つまちづくりとして示し実行につなげることが重要です。

一人ひとりの節エネ行動や意識が原動力です。社会をつくる当事者は市民！主権在民です。私たちの住むこの福岡市は、歴史があり自然豊かで恵まれたまちです。その自然を大事に思う市民に寄り添う市政であることを強く求めました。

【編集後記】

◇6/18(金)石木ダム工事差止訴訟の控訴審があり、原告の石丸勇さんがこれまでの石木ダムのめぐる長崎県・佐世保市のだまし打ちの実態について痛烈な意見陳述を行いました。

森富裁判長は双方の証人申請は必要なしと却下し結審。判決日は10/21(木)14:30～

◇7/12(月)九電本店交渉を行いました。昨年10/6の交渉から9か月余りたったの交渉でしたが、相変わらず20人、80分、撮影禁止など条件を付け、不誠実な回答に終始しました。

◇同封の二つの署名にご協力を！……8/31までにネット東まで届けてください。

東京高裁に対する『東電元会長らの強制起訴事件「福島原発刑事裁判」で東京高裁の裁判官に現場検証を求める署名』と福岡高裁に対する『国策追随の福岡地裁判決の抜本の見直しと控訴審における慎重な審理を求める署名』